

主な指摘事項(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

指導項目	指摘内容
重要事項説明書の内容を適切に作成すること	重要事項を記した文書について、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の職務内容及び指定訪問看護事業所との連携内容の記載が不十分であった等の不備が見受けられたため、是正すること。
看護職員によるアセスメントの結果を踏まえて定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成すること	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっての、看護職員による定期的なアセスメント及びモニタリングの実施結果の記録が確認できなかったため、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者と指定訪問看護事業所との契約に基づき、当該アセスメント及びモニタリングの実施結果について情報提供を受けること。
事業所の重要事項に関する運営規程を適切に定めること	運営規程に定めておくべき内容について、事業所が連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を運営していることが確認できない等の不備が見受けられたため、規程の内容を適切に定めること。
介護・医療連携推進会議による外部評価を実施すること	自己評価は実施しているものの、介護・医療連携推進会議における外部評価が実施されていなかったため、自己評価の結果に基づき、貴事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、第三者の観点から評価を行い、新たな課題や改善点を明らかにできるようにすること。